

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例第 10 条

3 改正の趣旨

国は、情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性向上や、行政運営の簡素化及び効率化を図るため、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を改正し、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた。

同法改正の趣旨に基づき、本市においても「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下、「条例」という。）」に一部改正をしたことから、同条例の施行に関して必要な事項を定めるため、規則の一部改正を行う。

4 規則等の案の内容

（1）規則名の変更

条例名の変更に合わせて、規則名を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に変更する。

（2）「申請等に係る電子情報処理組織」の新規追加

条例第 3 条に規定する「規則等で定める電子情報処理組織」の定義について、新たに定める。（第 3 条）

（3）「電子情報処理組織による申請等」の条項追加

本市の情報システムを使用して申請等を行う者は、電子署名を行うとともに、電子証明書を併せて送信しなければならない、という条項を追加する。（第 4 条第 3 項）

（4）「情報通信技術による手数料の納付」の新規追加

本市の情報システムを使用して申請等を行う場合の手数料の納付方法について、新たに定める。（第 5 条）

（5）「申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合」の新規追加

本市の情報システムを使用して申請等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合について、新たに定める。（第 6 条）

(6) 「処分通知等に係る電子情報処理組織」の新規追加

条例第4条に規定する「規則等で定める電子情報処理組織」の定義について、新たに定める。(第7条)

(7) 「電子情報処理組織による処分通知等」の条項追加

本市が、情報システムを使用して処分通知等を行うときは、処分通知等に電子署名を行うとともに、電子証明書と併せて記録する、という条項を追加する。(第8条第2項)

(8) 「処分通知等を受ける旨の表示の方式」の新規追加

市民等が、情報システムを使用して処分通知等を受けることを希望する場合の方式について、新たに定める。(第9条)

(9) 「処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合」の新規追加

本市の情報システムを使用して処分通知等を行うことが困難又は著しく不相当と認められる場合について、新たに定める。(第10条)

(10) 「適用除外」の新規追加

条例の規定を適用しない申請等及び処分通知等について、新たに定める。(第14条)

(11) 「添付書面等の省略」の新規追加

情報連携等で入手できる添付書類の省略を可能とすることについて、対象の書面等及び措置を新たに定める。(第15条)

※詳細は、別添の「新旧対照表」のとおり

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年3月頃に施行予定